男性の育児休業が「あたりまえ」の社会へ！

男性育休促進企業奨励金

男性従業員が育児休業を取得したら、15日ごとに **10万円！**

※企業として初めての男性育休（連続5日以上）や90日以上の場合は、さらに**30万円**

1社あたり最大 600万円 に到達するまで、複数回申請できます。

取得例　男性従業員が、企業として初めて90日間の育児休業を取得した場合、
下表の①:60万円＋②:30万円＋③:30万円　＝　**120万円**となります。

奨励金の種類

※いずれか１つの取組だけでも申請可能

① 育休応援奨励金

通算15日以上の育休を取得

10万円（15日あたり）

② 育休スタート奨励金

企業として初めて連続5日以上の育休を取得した場合（過去2年間）

30万円（定額、1回限り）

③ 長期の育休取得奨励金

育休取得者が通算90日（3か月）以上の育休を取得

30万円（定額）

④ 同僚への応援手当奨励金

育休取得者の同所属の従業員に手当を支給した場合

最大 **5万円**（15日あたり）

⑤ 育休取得者への手当奨励金

育休取得者に対し、育休給付金とは別に手当等を支給した場合

最大 **5万円**（15日あたり）

奨励金の対象事業主

- ●県内に本社または事業所を有する雇用保険適用事業所であること
- ●「ふく育応援団」従業員応援企業に登録し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備に向けた具体的な取組を行う旨の宣言を行うこと
- ●就業規則等に、育児・介護休業法に規定する育児休業制度を規定していること　など

詳細はホームページ・要綱をご覧ください　福井県男性育休促進企業奨励金

［申請先・問合せ先］「ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励事業」運営事務局
〒910-8799　福井中央郵便局留め
TEL:0776-37-3480　メール:fukui_tomoiku@bsec.jp

奨励金ＨＰ

申請・支給までの流れ

令和８年８月版

STEP 1　申請前（育児休業を開始するまで）

○育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業制度（出生時育児休業を含む）を就業規則等に規定

○育児休業を取得する従業員に、家事育児の分担方法や育児休業中の過ごし方等に関する情報提供等を実施【努力義務】
（実施例）
- 「はぴりゅうと学ぶ 男性育休をより豊かに！家事・子育てエピソード VR」での情報提供

入り口はこちら→

- 育児休業の経験がある男性従業員との情報交換会等の開催
- 地方公共団体等で開催している家事育児教室、プレパパ講座等の情報提供および参加勧奨
- 国、地方公共団体、民間企業等が発信している家事育児および育児休業中の過ごし方等に関するコンテンツ、刊行物等の提供

○就業規則等に次に掲げる事項を規定し、規定に基づく業務体制を整備【努力義務】
- 育児休業取得者の代替となる従業員の業務見直しに関する事項
- 育児休業取得者の業務の整理、引継ぎに関する事項
- 引継ぎ対象業務の見直しの検討に関する事項

○「ふく育応援団」従業員応援企業に登録し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備に向けた具体的な取組を行う旨を宣言

「ふく育応援団」従業員応援企業への登録は、こちら

STEP 2　育児休業中

○奨励金の対象となる取組みを実施（いずれか１つだけでも可）
- 連続５日以上または通算１５日以上の育児休業を取得
- 代替人員を新たに確保
- 育休取得者に手当を支給
- 同僚従業員に応援手当を支給
- 通算９０日以上の育休を取得

STEP 3　申請（職場復帰後）

○必要書類を揃えて
「ふくいの共育（ともいく）応援企業奨励事業」運営事務局に申請

申請期限　**職場復帰をした日の翌日から3か月以内**
または起算日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

STEP 4　支給の可否を通知

○支給決定後は指定の口座に振り込みます。

詳細はホームページをご覧ください　福井県男性育休促進企業奨励金